

# 新文化芸術施設活用事業

## 募集要項

令和2年6月

札幌市

## 目次

第1	本書の位置付け.....	3
1	本書の位置づけ.....	3
2	用語の定義.....	3
第2	事業の概要.....	4
1	事業の名称.....	4
2	事業の趣旨.....	4
3	本事業の対象となる施設.....	4
4	関係法令一覧.....	5
第3	事業条件.....	6
1	事業内容.....	6
2	事業の進め方.....	6
3	事業計画.....	6
4	補助金交付及び提案価格について.....	8
5	事業スケジュール.....	9
6	改修及び運営に関する条件.....	9
7	貸付に関する基本的な条件.....	9
8	リスク分担.....	11
第4	募集条件.....	13
1	募集要項等の構成.....	13
2	応募者の条件.....	13
第5	応募手続き.....	15
1	募集スケジュール.....	15
2	応募手続き.....	15
第6	事業者の選定及び契約.....	16
1	応募者によるプレゼンテーション.....	16
2	審査及び優先交渉権者の選定.....	17
3	優先交渉権者との契約締結.....	17
第7	その他.....	17
1	問合わせ先.....	17
2	費用負担.....	17
3	著作権.....	17
4	その他.....	17

### <添付資料>

- 1 既存図面（配置図・平面図・立面図）

## 第1 本書の位置付け

### 1 本書の位置づけ

本募集要項は、札幌市（以下「市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用して「新文化芸術施設活用事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定する公募型プロポーザルに応募するために必要な手続き等を示したものである。

応募者が提案を作成するための具体的な条件については、別途要求水準書等を参照すること。

### 2 用語の定義

用語の定義については、法令上の用語である場合は当該用語の定義に従う。本文中に指定があるものはその内容、その他の用語については本節を参照すること。

#### (1) 応募者

本募集に応募する単一の法人又は複数の法人で構成されるグループをいう。

#### (2) 代表企業

応募者を代表し、応募手続を行う者をいう。

#### (3) 構成員

応募者を構成する法人のうち代表企業以外の者をいう。

#### (4) 優先交渉権者

市との基本協定及び定期建物賃貸借契約の締結に当たり、優先的に交渉を行うことのできる応募者として市が決定した者をいう。

#### (5) 次点交渉権者

市との基本協定及び定期建物賃貸借契約の締結に当たり、優先交渉権者が資格を喪失した場合に交渉を行うことのできる応募者として市が決定した者をいう。

#### (6) 事業者

市と基本協定及び定期建物賃貸借契約を締結した優先交渉権者をいう。

#### (7) 既存施設

市が事業者に貸し付ける劇場をいう。

#### (8) 本施設

事業者が改修した既存施設をいう。

#### (9) 募集要項等

募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、基本協定（案）、定期建物賃貸借契約書（案）の総称をいう。

## 第2 事業の概要

### 1 事業の名称

新文化芸術施設活用事業

### 2 事業の趣旨

札幌市は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための指針である札幌市文化芸術基本計画（第3期）において、まちのいたるところで、あらゆる人が文化芸術に容易に触れることができる場や参加する機会をつくり、まちのにぎわいを創出する取組を進めることとしている。

この事業は、大通東1街区の再開発事業が開始されるまでの期間、札幌市が令和2年4月に取得した新文化芸術施設について、主に次の用途に使用することで、多くの人々が文化芸術に容易に触れることができる場や参加する機会を増やし、札幌市の文化芸術振興に寄与するとともに、大通東1街区のにぎわいを創出することを目的とする。

- ・ 中長期公演の実施による札幌の演劇・ミュージカル文化の振興
- ・ 興行や観光客向けナイトエンタテインメント等の実施による経済活動の活性化
- ・ 市内他ホール改修期間のホール機能補完による市民等の文化芸術活動の維持

### 3 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設（以下「既存施設」という。）は以下のとおり。

所在地	中央区大通東1丁目10番の内、14番の内、15番
敷地面積	3,711.85㎡
用途地域	商業地域
防火・準耐火	防火地域
その他の区域等	駐車場整備地区、景観計画区域
土地所有者	株式会社竹中工務店（札幌市が借受）
建蔽率	80%
容積率	600%
延床面積	3,011.93㎡
用途	興行場（劇場・ホール）
構造	鉄骨造
規模	地下1階地上2階
建設年	平成22年（2010年）11月

#### 4 関係法令一覧

特に以下に示す関係法令を確認の上、遵守すること。下記以外の関係法令については、事業者の事業実施上、該当すると思われる法令を確認の上、遵守すること。

(1) 本事業及び本施設に関する法令等

- ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- イ 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ウ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- エ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）
- オ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- カ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- キ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ク 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- ケ 文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）
- コ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- サ その他関係法令及び条例

(2) 改修に関する法令等

- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ウ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- カ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- キ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ク 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ケ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- コ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- サ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- シ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ス 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- セ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ソ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- タ その他関係法令及び条例

### 第3 事業条件

#### 1 事業内容

本事業の内容は主に以下の通り。

- ・ 既存施設を改修したうえで、劇場として運営すること。
- ・ 劇場の供用に必要となる改修工事及び管理運営は全て事業者が実施すること。

#### 2 事業の進め方

市は、本事業に関する提案内容を公募型プロポーザル方式により募集し、応募事業者の中から優先交渉権者を決定する。市と優先交渉権者は既存施設に関する基本協定及び定期建物賃貸借契約を締結する。

事業者は既存施設の改修工事等を実施後、令和3年6月1日までに一般供用を開始し、事業計画に基づいた施設運営を行いながら、収益を得ることができる。ただし、改修工事等の早期完了が実現される場合は、供用開始時期を早めることができる。

施設運営は令和7年3月末までに終了し、本施設を市へ返還する。

#### 3 事業計画

本事業は札幌市議会（令和2年第3回定例会を予定）で議決を得た場合に実施する。

事業計画は以下のとおり。

##### ① 基本協定の締結及び補助金申請の手続き

市は優先交渉権者と基本協定を締結する。また優先交渉権者は本事業に係る補助金（以下、「本補助金」という。）の申請を行う。補助金申請に必要な書類及び手続きは市が優先交渉権者に指示する。

##### ② 改修設計の実施

優先交渉権者は基本協定の締結後、速やかに既存施設の改修に係る設計を実施する。

##### ③ 定期建物賃貸借契約の締結

改修工事の着工までに市は優先交渉権者と既存施設について定期建物賃貸借契約を締結する。なお事業者は、当該契約締結日から既存施設の管理を開始すること。

##### ④ 改修工事の実施

優先交渉権者は定期建物賃貸借契約の締結後、速やかに既存施設の改修工事を実施する。

##### ⑤ 補助金交付

###### ア 改修が令和3年3月31日までに完了する場合

本補助金は地方自治法第232条の5第2項及び市補助金等の事務取扱に関する規程第8条に基づき、事業者からの提案額を基に市が決定する補助金総額のうち、事業者の申告に基づき市が決定する額を契約後に概算払として市より事業者へ交付する。（なお、ここで定める額に相当する出来高は、令和2年度中に必ず達成することを要するものであり、これを下回った場合は、下回った割合に応じて補助金が減額されるので、事業者は慎重に提案を行うこと。）

工事が完了した時点で、市は、改修工事全体に要した額を審査し、精算を行う。この精算の時点で、工事全体に要した実際の費用が補助確定額よりも少なかった場合、事業者はその差額を市へ払い戻す。

なお、工事全体に要した実際の費用が補助確定額よりも多かった場合に補助確定額を超える追加の交付は行わないので留意すること。

#### イ 工事が令和3年4月1日以降へ及ぶ場合

本補助金は地方自治法第232条の5第2項及び市補助金等の事務取扱に関する規程第8条に基づき、事業者からの提案額を基に市が決定する補助金総額のうち、事業者からの申し出に基づき令和2年度中の改修工事出来高相当分として市が決定する額を契約後に概算払として事業者へ交付する。（令和3年3月末までに改修工事全行程のうち5割が完了する見込みであれば、補助額全額のうち5割を交付する。なお、ここで定める出来高は、令和2年度中に必ず達成することを要する指標であり、これを下回った場合は、下回った割合に応じて補助金が減額されるので、事業者は慎重に提案を行うこと。）

令和3年3月末に、市は、令和2年度中の改修状況を審査し、精算を行う。工事が予定よりも進捗し、出来高が概算額を上回る場合は、その差額を交付し、下回る場合は、その差額を市へ払い戻す（この払戻額の分、補助金総額が減額となる）。

令和3年4月に、補助決定額から前述精算までに事業者へ交付済みの額を差し引いた額を概算交付する。

工事が完了した時点で、市は、改修工事全体に要した額を審査し、精算を行う。この精算の時点で、工事全体に要した実際の費用が補助確定額よりも少なかった場合、事業者はその差額を市へ払い戻す。

なお、工事全体に要した実際の費用が補助確定額よりも多かった場合に補助確定額を超える追加の交付は行わないので留意すること。

#### ⑥ 本施設の管理・運営

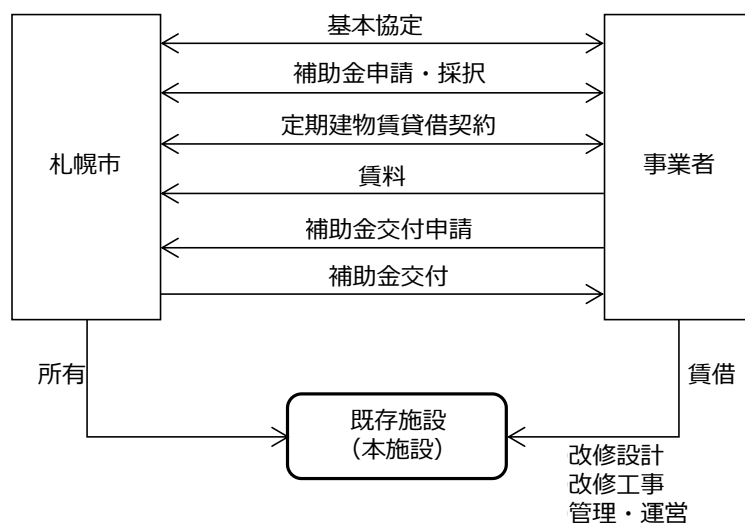
事業者は本施設の供用開始前から、必要な利用予約受付業務を実施し、施設供用開始後においても適切な管理・運営を行う。

#### ⑦ 事業の終了

定期建物賃貸借契約の満了とともに本事業を終了する。原則として事業者は原状回復の義務を負わないが、市が必要に応じて一部設備の撤去を求める場合はそれに応じること。事業者は設備等の買取並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。

市から貸与した備品等については、市に引き渡すこと。また事業者に帰属する備品等については、原則として事業者の責任と費用において撤収すること。

なお事業終了の2年前から市と事業者は事業終了の方法について協議する。



#### 4 補助金交付及び提案価格について

##### (1) 位置づけ

本補助金は、劇場を運営するという本事業の公益性に鑑み、本施設の供用開始までに必要となる、事業者が実施する改修費用（設計費、工事費、工事監理費、什器備品購入費及び事務費）を対象に交付する。補助金上限額は **300,000,000 円** とする。

本補助金は、既存施設の改修費に必要な費用として市が定める上記上限額の範囲内において、事業者が提案した額を交付する。（ただし、札幌市議会（令和2年第3回定例会を予定）において議決された場合）

事業者は、本施設の運営により見込まれる収入を考慮のうえで、補助を要する額を提示するものとする。

##### (2) 補助金の提案価格

応募者は、本事業の運営に当たり要する補助金の額を、300,000,000 円の範囲内で提案すること。その際、補助を要する額は、既存施設の改修に係る費用、本施設の管理・運営に係る費用、本施設の貸出や自主事業等によって得られる収入等を見込んだ事業収支計画に基づき算定すること。補助金の額は、提案後は変更できないため、慎重に算定すること。

なお、提案価格の算定にあたっては、既存施設の引き渡しが令和2年10月7日と仮定すること。（実際の引き渡し日は定期建物賃貸借契約締結日となる。）

##### (3) 補助金交付に係る手続き

本補助金は地方自治法第232条の5第2項に基づき、概算払とする。

###### ア 申請

本補助金の申請は基本協定締結時に補助金申請書を提出して行うこと。申請書に記載の内容は、募集要項、要求水準書、定期建物賃貸借契約書に定める内容を満たすこと。

###### イ 審査・交付

市は事業者から提出された補助金申請書を審査し、事業者審査結果を通知するとともに、本補助金を事業者に交付する。なお、補助金の概算払額は、事業者が作成する事



業計画に基づき、市が決定する。

#### ウ 実施確認

改修工事終了後に市が実施する現地確認において、改修工事の内容が交付決定内容を満たしていない場合、又は毎年度の運営報告書と事業計画書が適合しない場合、市は事業者に対して是正を勧告し、事業者がそれに応じない場合は、本補助金の返還を求めることがある。

また、工事が完了するまでの年度末及び改修工事完了時には補助金の精算手続きを要するため、市が指定する期日までに、補助対象経費（設計費、工事費、工事監理費、什器備品購入費及び事務費）の確認書類等、市が指示する必要書類を提出すること。

なお、やむを得ない理由があるときは、市の承認を得たうえで事業者は事業計画書を変更することができる。

## 5 事業スケジュール

事業スケジュールは以下のとおりとする。

項目	時期
募集要項等の公表	令和2年6月
優先交渉権者の選定通知送付	令和2年9月上旬
基本協定・定期建物賃貸借契約の締結	令和2年10月上旬（令和2年第3回定例会議決後）
本施設の供用開始	令和3年6月1日までに供用開始
定期建物賃貸借契約の終了	令和7年3月31日

## 6 改修及び運営に関する条件

要求水準書に示すとおり。

## 7 貸付に関する基本的な条件

基本的な条件は以下の通り。詳細は定期建物賃貸借契約において定める。

### (1) 貸付対象

既存施設全体を貸付対象とする。土地（敷地）については定期建物賃貸借契約において使用権を規定する。

### (2) 契約形態

借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約とする。契約の更新は保証しない。

※同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、契約期間の満了により既存施設の賃貸借は終了する。

### (3) 貸付期間

賃貸借期間は令和2年10月の契約日から、令和7年3月31日までとする。

(4) 賃料

事業者が市に支払う賃料（年額）は 30,000,000 円/年（税込）とする。

なお、令和 2 年度は 2,500,000 円/月（税込）、令和 2 年 10 月分は契約日以降の日割りで 80,645 円/日（税込）とする。

例：契約が令和 2 年 10 月 7 日の場合

10 月分：80,645 円×25 日＝2,016,125 円

11 月～3 月分：2,500,000 円×5 か月＝12,500,000 円

令和 2 年度合計：14,516,125 円

(5) 契約保証金

札幌市契約規則（平成 4 年 3 月 24 日規則第 9 号）に基づき、事業者は、契約の締結に際し、その履行を保証するために契約保証金を納付しなければならない。

ア 契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 とする。

イ 契約保証金は、契約の履行後速やかに事業者に返還する。

ウ 次に掲げる場合においては、契約保証金を免除する場合がある。

(ア) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。

(イ) 事業者が競争入札の参加資格を有し、過去 2 年間に市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(ウ) 前各号に定めるもののほか、事業者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

## 8 リスク分担

リスク分担とは、リスクが発生することによる収入減及び費用増加への対応に関する分担を指す。本事業は事業者が既存施設を自ら改修し劇場を運営するものであることから、原則として事業者が本事業に係るリスクを負担する。以下に主なリスク分担を示す。下表に記載されていないリスクについては原則として事業者が負担する。

分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	物価変動	事業期間中のインフレ・デフレ		○
	近隣対応	本事業の実施自体に対する近隣住民からの意見・要望に対する対応	○	
	税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
	その他の制度変更	本事業に係る契約に関係する法律、条令、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
	資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
	需要変動	需要変動による収入の減少		○
	業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
		事業者の提案に基づく契約期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
	第三者への賠償	事業者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	
改修設計・改修工事期間中	不可抗力	不可抗力による工期延長、設計変更	協議事項	
	計画変更	市の指示による工期延長・設計変更	○	
		上記以外の事由による工期延長・設計変更		○
補助金	改修工事着工後における市の事由による補助金不交付	○		
運営期間中	計画変更	不可抗力による事業計画の変更	協議事項	
		上記以外の事由による事業計画変更		○
	改修工事の瑕疵	事業者が実施する改修工事の瑕疵		○
	既存施設の瑕疵	募集要項等において明示されているものへの対応		○

		既存施設の改修設計中に実施する現地調査及び改修工事中に予見できるものへの対応		○
		事業者が事前に予見できないものへの対応	○	
施設の損壊等による事業の中断		施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断に係る経費負担等		○
備品の滅失等による備品の補充等		経年劣化による備品の更新		○
		事業者の責任により滅失し、又はき損した備品の補充		○
		事業者の管理瑕疵によらない備品の滅失等に伴う事業の中断等		○
近隣対応		騒音等、管理運営に起因する近隣住民からの意見・要望への対応		○

## 第4 募集条件

### 1 募集要項等の構成

本事業の募集条件を示す資料は、この募集要項（以下「本募集要項」という。）のほか、以下のとおりとする。

- (1) 要求水準書
- (2) 審査基準
- (3) 様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 定期建物賃貸借契約書（案）
- (6) 新文化芸術施設活用事業補助金交付要綱

### 2 応募者の条件

#### (1) 応募者の構成

応募者の構成要件は以下のとおりとする。

ア 単一の法人又は複数の法人で構成されるものとする。個人での応募は認めない。

イ 定期建物賃貸借契約の当事者となる法人、及び本施設の運営を行う法人を含むものとする。これらは原則として同一の法人を想定しているが、応募者の提案により各々別の法人とすることも認める。

ウ イに示す法人のうち、「定期建物賃貸借契約の当事者となる法人」を「代表企業」とする。当該契約の当事者が共同企業体となる場合は、共同企業体を構成する企業のうち一者を代表企業とする。また、代表企業以外の法人を「構成員」とする。

エ 参加資格審査申請書の提出時には、代表企業及び構成員の社名等を明らかにすること。

#### (2) 参加資格

応募者は、参加資格審査申請書の提出日から基本協定の締結日までの間において、以下の要件を満たすこととし、これらの要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

##### ア 共通要件

応募者は、以下の要件を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(イ) 参加資格審査申請書の提出日から基本協定の締結日までの間に、札幌市から指名停止を受けていないこと。

(ウ) 地方税、法人税（所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (オ) 札幌市暴力団排除条例（平成 23 年札幌市条例第 31 号。以下「市暴力団排除条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (カ) 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という）のいずれにも該当しないこと。
- (キ) 他の応募者の代表企業又は構成員でないこと。
- (ク) 本事業に関するアドバイザー業務受託者である、株式会社日本総合研究所と資本関係又は人事関係がある者ではないこと。なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 20 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法第 329 条第 1 項に規定する役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている者をいう。

#### イ 代表企業の要件

以下のいずれかの実績を有すること

- (ア) 劇場、ホール、アリーナ等の興行を行う施設の管理・運営実績
- (イ) コンサート、演劇等の興行の企画・運営実績

#### ウ 代表企業の変更

応募者の代表企業は参加資格審査申請書の提出後は変更できない。

#### エ 構成員の変更

提案書の提出までに構成員を変更する場合は、様式 6-1「構成員変更承諾願」を市に提出し、承諾を得るものとする。やむを得ない場合を除き、提案書の提出後の変更はできない。

### (3) 参加資格の喪失

次の事項のいずれかに該当していることが判明した場合、その時点で、市は応募者の資格を喪失させるものとする。

- ア 応募提案資料等を応募期間内に提出しなかった場合
- イ 応募提案資料等に虚偽の記載がある場合
- ウ 企画、資金調達、設計、建設、工事監理、経営、管理運営等の業務を遂行するにあたって支障をきたす事実等が判明した場合
- エ 応募にあたり、事務局に属する職員及び選定委員会（第 6-2）の委員から、協力等を受けていることが判明した場合
- オ 他の応募者の提案を妨害するなど、公正な審査や手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- カ その他公正な審査に影響を与える行為があった場合など、信頼関係を損なった場合

## 第5 応募手続き

### 1 募集スケジュール

応募者の募集スケジュールは以下のとおりとする。

令和2年6月	募集要項等の公表
令和2年7月 8日（水）	現地説明会参加申請書受付の締切り
令和2年7月10日（金）	現地説明会の実施
令和2年7月13日（月）～17日（金）	募集要項等に関する質問受付
令和2年7月22日（水）	募集要項等に関する質問回答の公表
令和2年8月 6日（木）	参加資格審査申請書等受付の締切り
令和2年8月11日（火）	参加資格審査結果の通知
令和2年8月19日（水）	提案書受付の締切り
令和2年8月下旬	応募者によるプレゼンテーション
令和2年9月上旬	優先交渉権者の選定通知
令和2年10月上旬	基本協定・定期建物賃貸借契約の締結

### 2 応募手続き

#### (1) 現地説明会の実施

以下のとおり、現地説明会を開催する。参加を希望する企業は、様式1-1「現地説明会参加申込書」に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。送信後に電話で受信を確認すること。

ア 現地説明会参加申請書の提出期限 令和2年7月8日（水）

イ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

ウ 開催日 令和2年7月10日（金）

エ 詳細、時間、集合場所等は、開催日の前日までに申込者に個別に連絡する。なお、複数社の参加希望があった場合、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、現地説明会を分散して開催する場合がある。

#### (2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

募集要項等に対する質問を以下のとおり受け付ける。

市は、質問の内容及び回答を市のホームページに公表する。なお、質問者への直接回答は、質問の内容が公表されることによって、質問提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある場合以外は行わない。

ア 提出期間 令和2年7月13日（月）～17日（金）

イ 提出方法 様式1-2「募集要項等に関する質問書」に所要の事項を記入し、電子メールにて提出すること。送信後に電話で受信を確認すること。

ウ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

エ 回答日 令和2年7月22日（水）

オ その他 質問の内容が公表されることによって、質問提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある場合は、質問時に申し出ること。

(3) 参加資格審査申請書等の受付及び審査

応募者は、「様式集」に定める様式に基づき、参加資格審査申請書等を以下のとおり提出する。

ア 提出期限 令和2年8月6日（木）午後5時まで（郵送の場合必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

ウ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

エ 審査結果の通知 令和2年8月11日（火）

(4) 応募の辞退

応募者は、参加資格審査申請書を市に提出した後、本公募への参加を辞退する場合は、様式6-2「参加辞退届」を提出すること。

ア 提出期限 令和2年8月17日（月）午後5時まで（郵送の場合必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

ウ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

(5) 提案書の受付

資格審査の通過者は、「様式集」に定める様式に基づき、提案書を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限 令和2年8月19日（水）午後5時まで（郵送の場合必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

ウ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

(6) 構成員変更の受付

応募者が構成員の変更をしようとする場合は、第4-2-(2)-エに定めるところにより必要書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限 令和2年8月17日（月）午後5時まで（郵送の場合必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）

ウ 提出先 第7-1. 問い合わせ先のとおり

## 第6 事業者の選定及び契約

### 1 応募者によるプレゼンテーション

応募者によるプレゼンテーションと質疑応答を行う。詳細は別途通知する。

実施日時 令和2年8月下旬を予定

なお、新型コロナウイルス感染症の影響次第では、プレゼンテーションを映像媒体の提出及びメールによる質疑応答等の代替手段で実施する場合がある。今後の情勢の推移を踏まえ、映像での実施等とする場合は別途通知する。



## 2 審査及び優先交渉権者の選定

市は、提案に対する評価を行う「新文化芸術施設管理運営団体選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。「審査基準」に基づき、選定委員会において、応募資料、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に審査する。市は、選定委員会での評価結果を参考に、優先交渉権者、次点交渉権者を決定し、これを全ての応募者に通知するとともに、市のホームページに公表する。

なお、プレゼンテーションまでの期間中、提案内容について個別質問や補足資料の提出を求める場合がある。

選定委員会の委員は、公平な審査を確保するため、事前には公開せず、優先交渉者決定後に公開する。

## 3 優先交渉権者との契約締結

市は、「基本協定書（案）」及び「定期建物賃貸借契約書（案）」について優先交渉権者と協議を行った上で、代表企業及び構成員との間において当該契約を締結する。

## 第7 その他

### 1 問い合わせ先

担当部署 札幌市市民文化局文化部文化振興課

所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

電話 011-211-2261

F A X 011-218-5157

E-mail bunka@city.sapporo.jp

### 2 費用負担

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

### 3 著作権

応募資料の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、市は、広報活動等に必要範囲において、応募者に事前に了解を得た上で、応募資料を無償で使用できるものとする。

### 4 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写することがある。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 応募者は、提出後に書類の内容を変更することができない。